WCS用稲を取り組む皆様へ

WCS用稲の適切な肥培管理と収穫を行って下さい!

取組計画書に記載したほ場のWCS用稲は、全て稲の穂と茎葉を併せて収穫・ラッピングを行い、契約した需要者等へ適切に引渡してください。

子実の収穫はできません!

不適正な流通・使用の事実が確認された場合は (子実を主食用に出荷・販売(自らの使用を含む)した事実が判明した場合) 交付金の全額返還!

需要者等に契約どおりWCS用稲を引渡すため、一般の主食用米と同様に適切に肥培管理を行って下さい。

(作業日誌等を備え付ける。) 肥培管理等が不適切な場合は、

交付金が交付されない場合があります!

WCS用稲の取組注意

WCS用稲に取り組む農業者は、実需者(畜産農家)がおおむね1年間で使用する範囲の量(ロール数)を契約して下さい。

交付金目的で、畜産農家が使用する以上の契約を結ぶことのないよう留意願います。

畜産農家の方も1年間で使用する量以上の契約を結ばないで下さい。WCSが残った場合には翌年の契約を調整して下さい。また、WCSを他の畜産農家等へ転売することはできません。

不適切な植付や肥培管理、刈り取り時期を逸した等が判明した場合、交付金が支払われません!

近隣圃場と比較して、明らかに生育状況が悪いと判断される場合、その理由書を提出して頂きます。なお、自然災害等の合理的な理由がなく、不適切な栽培が行われていたこと等が判明した場合には、交付金は支払われません。

裏面もご覧下さい!

WCS用稲の不適切な取組事例





適切な肥培管理が行われず、ジャンボタニシの食害や雑草が繁茂した圃場等には、交付金が支払われない場合があります。

【例】WCS用稲作付け面積(500a)内、不適切な栽培面積(400a)

《全て適正管理だった場合》 500 a × (8万円/10 a) 交付金額:400万円

《一部不適切な管理だった場合》500 a -400 a =100 a

100 a × (8万円/10 a) 交付金額:80万円



子実を収穫し、主食用に出荷・販売した事実が判明した場合は、経営所得 安定対策等の全ての交付金が支払われません。また、その事実を公表するこ とがあります。

(既に支払われている場合は、交付金の金額返還となります。)

【例】WCS用稲作付け面積(500a)内、不適切な栽培面積(400a)

《全て適正管理・収穫・出荷だった場合》500a×(8万円/10a)交付金額:400万円

《一部不適切な流通だった場合》 500 a -400 a = 0 a

Oa × (8万円/10a) 交付金額: O円

《既に交付金が支払われた場合》 交付された金額400万円の返還、延滞金納付

不適切な栽培管理・収穫作業を見受けられた方は 九州農政局鹿児島県拠点(経営安定対策担当)へ連絡願います。